

成年後見制度を
もっと知っていただくために

安来市権利擁護センター (中核機関)



社会福祉法人
安来市社会福祉協議会

成年後見制度とは？

これらの不安を解消するのが**成年後見制度**です

いろいろな
手続きが難しい

間違って
高額なものを
買ってしまった



認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、自分で財産の管理をしたり、介護サービスの契約などが難しい方が不利益にならないように、家庭裁判所に申立てを行い、後見人等が選任され、判断能力が十分でない人（本人）の日常生活や財産、権利を法的に守り支援する制度です。

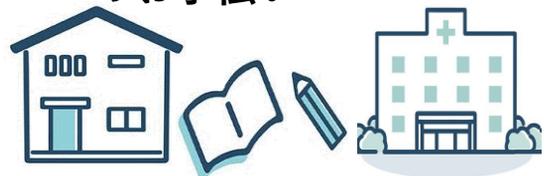
どんなことをしてくれるの？

定期的な訪問



定期的な訪問を行い、ご本人の状況の確認します

入院、施設入所などのお手伝い



福祉サービス・介護サービスの手続きや契約を行います

通帳の保管やお支払いのお手伝い



保険料や税金の支払いやお金の出し入れを行います

不利益な契約の取り消し



よくわからずにした
契約の取り消し

成年後見制度には2種類あります！

	法定後見制度	任意後見制度
対象	認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でない方	判断能力がある方
手続き	申立人が家庭裁判所へ申立てを行う	本人が公証役場で公正証書を作成する
内容	本人の判断能力の状態によって、「後見」「保佐」「補助」の類型に分類される	本人が公正証書に定めた内容となる ※同意権・取消権はありません
後見人等	家庭裁判所が選任する	本人が決定できる
監督	家庭裁判所が監督する	家庭裁判所が選任した任意後見監督人が監督する

法定後見制度・任意後見制度のしくみ

法定後見制度

法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、**補助・保佐・後見**の3つの支援内容（それぞれ支援できる内容が異なります）に分かれます。



任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です

中核機関とは？

成年後見制度の利用促進を図るため、周知や啓発、相談支援、地域連携ネットワークの体制整備等の中心的機関として各市町村に設置されます。

安来市社会福祉協議会では、安来市からの委託を受け、中核機関として「安来市権利擁護センター」を令和4年6月から設置しました。

センターの開設により、権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口が明確化され、住民や関係機関に周知されることで、相談がしやすい環境が整い、成年後見制度の利用が促進されることが考えられます。

安来市権利擁護センター 業務内容

○相談業務

判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて、相談に応じます。

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、必要な関係機関と連携し、相談者が安心して生活できるように支援します。

○広報・啓発業務

判断能力が低下する前から成年後見制度の利用が検討できるように、市民・専門職・関係団体などに向けて成年後見制度について啓発、情報提供を行います。

○成年後見制度利用促進業務

・受任者調整（後見人等候補者の推薦）

ご本人の状況を考慮し、適切な成年後見人等が選ばれるように、受任者の調整を行います。

・担い手の育成

市民後見人の養成などを行い、安来市における成年後見制度の受け皿を拡充します。

○後見人の支援業務

親族後見人・市民後見人・支援チームなどが適切な支援が行われるように、助言を行います。

○※日常生活自立支援事業

○※法人後見事業

※2つの事業は安来市社会福祉協議会が実施しています。

法定後見制度の流れ～今すぐ成年後見制度を必要としている方～

申立に必要な書類（例）

- ・ 申立書（開始申立書、親族関係図）
- ・ 収入印紙、郵便切手
- ・ 本人に関する書類
〔 申立事情説明書、本人情報シート
診断書、戸籍謄本、財産資料 など 〕
- ・ 鑑定料 ※必要と判断された場合

1 申立準備



- ・ 準備の仕方も相談できます
（専門職の方へ依頼する場合、有料）
- ※詳しくは相談時にご確認下さい

2 申立

- ・ 書類ができると本人の住所地の家庭裁判所に提出します
- ・ 受付後、家庭裁判所が調査等を行います
- ※申立てができる親族は4親等以内

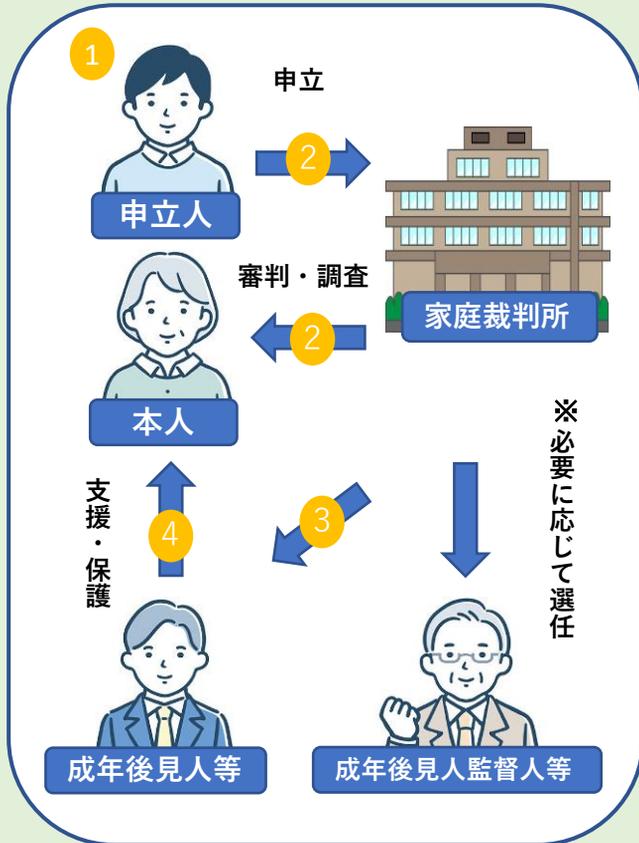
3 審判判定



- ・ 家庭裁判所がご本人の状況にあわせて、適切な成年後見人等を選任します
- ※申立てから選任までは多くの場合4カ月以内

4 後見活動開始

- ・ 財産管理や身上保護を行い、活動内容を家庭裁判所へ報告します
- ・ 後見人の報酬の決定



任意後見制度の流れ～将来的に成年後見制度を利用したい方へ～

※現在、判断能力に問題のない方が対象です。

1 任意後見契約の締結

自分が希望する受任者と「公正証書」による任意後見契約を結びます

2 申立て

判断能力の低下が見られたら、家庭裁判所へ申立てを行います

3 任意後見監督人の選任

監督人の選任がされると、任意後見人の支援が開始されます

安来市権利擁護センター（中核機関）

受付

相談は無料です

◆ 月曜日～金曜日 8:30～17:15

◆ 土、日、祝日、年末年始はお休みです。

問い合わせ先

◎ 社協・伯太支所

〒692-0206 安来市伯太町安田1687

(いきいきの郷はくた内)

TEL：0854-37-1432 FAX：0854-37-1258



○ 社協・本所

〒692-0014 安来市飯島町1240-13

TEL：0854-23-1855 FAX：0854-23-1867

○ 社協・広瀬支所

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬754

TEL：0854-32-3305 FAX：0854-32-3308